

副本

令和3年(ネ)第605号 新安保法制違憲国賠訴訟控訴事件

控訴人 [Redacted] ほか112名

被控訴人 国

答 弁 書

令和3年11月30日

福岡高等裁判所第1民事部イ係 御中

被控訴人指定代理人

〒810-8513 福岡市中央区舞鶴三丁目5番25号

福岡法務局訟務部 (送達場所)

(電話 092-721-4576)

(FAX 092-735-1589)

部 付

部 付

訟 務 官

訟 務 官

法 務 事 務 官

〒100-0014 東京都千代田区永田町二丁目4番12号

内閣官房国家安全保障局

内閣事務官

内閣事務官

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5番1号



防衛事務官

防衛省防衛政策局運用課

防衛部員

防衛部員

2等海佐

2等陸佐

防衛事務官



## 第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
  - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
  - (2) その執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日経過した時とすることを求める。

## 第2 被控訴人の主張

### 1 はじめに

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、被控訴人が原審の口頭弁論において述べたとおりであり、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は正当である。

これに対し、控訴人らは、2021年9月2日付け控訴理由書において、原判決には誤りがある旨を主張するが、その内容は、原審における主張の繰り返しか、控訴人ら独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、これらに理由がないことは、原審における被控訴人の主張及び原判決の判示から明らかである。被控訴人は、原審における被控訴人の主張を控訴審においても援用するが、念のため、以下、上記控訴理由書における控訴人らの主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、原判決の例による。

### 2 控訴理由書第3の1(27ページ以下)について

- (1) 控訴人らは、原判決が、「国賠法上保護された権利又は法的利益の侵害に当たるとはいえない場合、同法に基づく請求が認められる余地はない」(26ページ)と判示したことは誤りであり、「控訴人らが主張する平和的生存権、人格権、憲法改正決定権は、」「国賠法上保護された権利又は法的利益

で」あるし、「裁判所は、被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様との相関関係を考慮するという判断枠組みを前提として、新安保法制法の内容が憲法の一義的な内容に違反している(ママ)どうかを判断しなければならない」と主張する(控訴理由書第3の1(1)及び(2)・27ないし30ページ)。

(2) しかしながら、被控訴人の原審における答弁書(以下「原審答弁書」という。)第4の2(1)(16ページ)及び平成29年5月23日付け準備書面(1)(以下「被控訴人原審準備書面(1)」という。)第2の2(1)(25及び26ページ)等で述べたとおり、国賠法1条1項の違法は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反した場合に認められるところ(職務行為基準説)、かかる違法性判断の前提として、当該公務員の行為が控訴人らの具体的な権利ないし法的利益を侵害していることを要し、国賠法に基づく請求が認められるためには、少なくとも、控訴人らの具体的な権利ないし法的利益が存在し、かつ、これらが公権力の行使に当たる公務員の職務に関する行為により侵害されることが必要である。

したがって、そもそも控訴人らに国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益が存在しない場合には、公権力の行使に当たる公務員の職務行為が国賠法上違法となる余地はなく、その場合には、当該公務員の職務行為の違法性の判断(個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反したか否かの判断)に入るまでもなく、当該請求は理由がない。

そして、以下の3ないし5で述べるとおり、控訴人らが被侵害利益として主張する内容の平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権は、いずれも国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえないから、控訴人らの主張は理由がない。

### 3 控訴理由書第3の2(34ページ以下)について

(1) 控訴人らは、憲法前文、憲法9条及び憲法13条等を根拠に控訴人らが主

張する「平和的生存権」は、国賠法上保護されるべき権利又は法的利益であり、これを否定した原判決は誤っている旨主張する（控訴理由書第3の2・34ないし40ページ）。

- (2) しかしながら、原審答弁書第4の2(2)（17ないし20ページ）で述べたとおり、平和的生存権については、そもそも「平和」の概念そのものが抽象的かつ不明確であるばかりでなく、具体的な権利内容、根拠規定、主体、成立要件、法律効果等のどの点をとってみても、一義性に欠け、その外延を画することができない極めて曖昧なものであり、このような「平和的生存権」に具体的権利性を認めることはできない。

控訴人らの主張する「平和的生存権」が、国賠法上保護された権利又は法的利益に当たらない旨の原判決の判断（29ページ）は正当であり、控訴人らの主張は理由がない。

#### 4 控訴理由書第3の3（40ページ以下）について

- (1) 控訴人らは、控訴人らの人格権の内容として、①生命権・身体権及び精神に関する利益、②平穏生活権、③主権者として蔑ろにされない権利があり、これらが本件各行為によって侵害された旨主張しており（原判決16ないし19ページ）、特に、第二次世界大戦や原子爆弾による被害を体験した控訴人らについては、当時の被害体験を想起することにより多大な精神的苦痛を感じるから、人格権侵害を認めるべきであると指摘するようである（控訴理由書第3の3(1)・41ページ）。
- (2) しかしながら、原審答弁書第4の2(3)イ（20ページ）及び被控訴人原審準備書面(1)第4の1(1)（37ページ）等で述べたとおり、控訴人らが人格権として主張する権利ないし利益の内容は、その具体的な権利内容、成立要件、法律効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるなど、国賠法上の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益として認められるものではない。

また、本件各行為によって控訴人らの主張する人格権が侵害された旨の控訴人らの主張については、本件各行為自体は控訴人らの生命・身体を侵害するものでないことは明らかであり、その主張は、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたといった域を出るものではないといわざるを得ないのであって、このことは、控訴人らの上記指摘によっても変わらない。

したがって、本件各行為によって控訴人らの人格権が侵害されたとは認められないとした原判決は正当であり、控訴人らの主張は理由がない。

#### 5 控訴理由書第3の4（43ページ以下）について

- (1) 控訴人らは、控訴人らの主張する憲法改正・決定権の侵害とは、本来であれば憲法改正手続を通じて確保されたはずの意見表明の機会や討議の機会が奪われたことによる権利侵害を指すものであり、原判決の判断は誤りである旨主張する（控訴理由書第3の4(5)・45ページ）。
- (2) しかしながら、原審答弁書第4の2(4)（21及び22ページ）及び被控訴人原審準備書面(1)第4の2(2)（38及び39ページ）で述べたとおり、憲法96条1項が、国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を体現するものであるとしても、ここでの国民とは、「国家の主権者としての国民」という抽象的な位置づけにとどまるのであり、控訴人らという具体的な「個別の国民」との関係で国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」が認められているものではない。

したがって、憲法改正・決定権が侵害された旨の控訴人らの主張を排斥した原判決の判断（31ページ）は結論において正当であり、控訴人らの主張は理由がない。

### 第3 結語

以上のとおり、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は正当であり、本件各控訴は理由がないから、いずれも速やかに棄却されるべきである。

以上